# 民法5 (親族・相続) 〈B01A〉

配当年次	2年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	宮本 ともみ
文責 (課題設題者)	宮本 ともみ
教科書	指定 二宮 周平『新法学ライブラリ-9 家族法』[第5版] 以降(新世社)

### 《授業の目的・到達目標》

民法5では、民法典第4編親族と第5編相続が学習の対象となる。親族法と相続法それぞれの制度がどのように構成されているのか、それらの制度をめぐってどのような問題が起こっているのかを把握することが本授業の第一の目的である。とはいえ、この分野は明治民法施行後、立法による抜本的な改正が行われて来なかった部分も多いだけに、世界各国や日本国内の生活実態に合わない部分も多い。そのような問題には、条文を読んだだけでは対応できない。そこで、社会の実情に法制度のほうをどのようにあわせていくのかという視点を獲得することも目標とされる。

## 《授業の概要》

- (1) 親族法 親族法は個人をとりまく家族の法的関係を、個人同士の個別の関係として規律している。 規律対象となっているのは、夫婦、親子、その他の親族関係である。それぞれ、どのような要件を 満たすと当該の法的身分関係が発生するのか(婚姻の要件とその成立、親子関係の成立等)、同様に どのような要件を満たすと身分関係が解消するのか(離婚、離縁)といったことが制度として規定 されている。それでは、そこで定められている手続をふんでおらず、法定の要件を満たしていない 場合、そうした生活関係は法の枠組みから外れるものとして、法律上は、存在しないものとなるの だろうか(例えば、内縁)。逆に形式上、法定の手続をふんでいれば(例えば、婚姻届の提出)、法 定の身分関係は有効に成立するのだろうか(仮想婚、養子縁組の濫用問題)。こうした身分関係の得 喪だけでなく、身分関係が成立すると、どんな法的効果が発生するのだろうか。特定の身分関係に 入ると、どのような権利義務が当事者間に生まれ、身分関係を解消するにはどのような法的効果を 生む処理をしなければならないのだろうか。スクーリングではこのような法的問題を夫婦、親子、 その他の親族関係について講じていく。
- (2) 相続法 人は必ず死ぬ。人の死亡に伴って、その人の所有している財産(積極財産だけではなく、借金のような消極財産も含まれる)、つまり、遺産所有権の帰属先を決定していく仕組みを相続法は規定する。相続法はその仕組みを、①法定相続、②遺言、③遺留分の三つのシステムによって規定する。相続法には、財産法の原理と親族法の原理の双方が流れ込んで、制度が構築されている。相続法上の個々の制度の理解は重要であるが、親族法と相続法はどのように交錯するのかも可能な限り見ていくこととする。

#### 《学習指導》

この科目に限らないが、法律問題を考えていくときには、該当する法制度を正確に理解し、どのような原因、社会的背景をもって、裁判にまでなる問題が発生するのかを把握、分析することがまず必要になる。そのうえで、当該の問題で示されている事実関係が、法律条文に規定されている要件に該当するのかどうかが確定されなくてはならない。当該の要件を満たす、あるいは要件に合致すると、その法律が規定する法律効果が発生することになる。この思考方法を、「法学入門」の授業や「民法1 (総則)」の授業などで身につけてきてほしい。親族法、相続法は、誰もが経験する現象を対象にするために、上記のような思考方法をもたずに、問題に取り組むと、単なる個人的な感想や価値判断を述べるだけに終わってしまう危険性が大きくなる。もっと具体的にいうならば、上記の法的な考え方の訓練ができていないまま、試験を受けてもなかなか合格しないということになってしまう。

≪授業の概要≫で、民法5で扱う対象について書いたが、スクーリングを想定したとき、親族法・相続 法という広い範囲をすべて扱うことは実際には難しい。そこで、教科書等を用いて、予習・復習で補って いただきたい。

#### 《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

# 民法5 (親族・相続) 〈B01A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

## 第1課題【基礎的な問題】

被相続人の死亡に伴って発生する相続に際して、推定相続人が、自己の固有財産を侵害されないようにする法的手段を挙げ、その制度的な特色を述べなさい。また、被相続人が自らの財産を推定相続人に相続させたくないと考えるときにとりうる法的手段を挙げ、その制度的な特色を述べなさい。

### 第2課題【基礎的な問題】

民法 750 条について論じなさい。

## 第3課題【応用的な問題】

X 男と Y 女は大学のサークルで知り合い、X は Y のてきぱきとしてきれい好きであるところに好感をもち平成 12 年 11 月に婚姻関係に入り、平成 14 年 5 月には長男が生まれた。ところが、実際に生活してみると Y の気の強さと潔癖症とまがうほどのきれい好きに、X は Y との生活に嫌気がさしてきていた。そんな折、X は職場で X なと知り合い次第に恋愛関係に入り、平成 16 年 3 月からは X と X は同棲し、将来は結婚したいと考えている。このため、X は Y に離婚を申し入れたが、Y が離婚に応じず、調停も不調に終わったため、平成 19 年 7 月に離婚訴訟を提起した。Y は、子宮内膜症を患っており、子どもも幼いので、X と一緒に暮らしたくはないと考えているが、離婚はしたくないと考えている。

なお、X は、別居後 Y に対して手取り月収約 30 万円の中から 8 万円を生活費として毎月送金し、そのほかに住宅の家賃と光熱費を負担している。

本件の離婚請求は認容されるべきかどうかについて論じなさい。なお、今回は子どもの処遇をめぐる 問題 (親権者の決定・養育費等) には触れなくてよい。

### 第4課題【応用的な問題】

AとBは夫婦である。A・Bには 3人の子ども C・D・E がいる。C は、1995 年に A・B の元を離れて独立している。D も、2000 年に A・B の元を離れ、税理士事務所を開業して独立した。その際、A は、税理士事務所の開業資金として 2000 万円を D に贈与した。E は、A・B とともに A が所有する甲不動産に居住していた。2005 年に B は亡くなった。2010 年になると、A は甲不動産を E に贈与し、所有名義を書き換えた。その後も A と E は甲不動産で一緒に居住していたが、2020 年 12 月、A が亡くなった。被相続人 A の相続財産は、乙銀行の預貯金 3000 万円である。なお、A の死亡時、2000 年当時 2000 万円の貨幣価値は 2500 万円になっており、また、甲不動産の評価額は 500 万円相当であった。

#### 問 1

C は遺産分割を主張したが、D・E は預貯金を法定相続分に従って取得することを主張して争った。 当該紛争に関する判例について述べなさい。

#### 間 2

Eは、Aの葬儀を執り行ったが、その費用は300万円であった。Eが、被相続人Aの相続財産である 乙銀行の預貯金3000万円から、当該葬儀費用として単独で払い戻しをうけることができるのはどれほどか、金額と理由を述べよ。

# 〈推薦図書〉

 犬伏 由子・石井 美智子 他
 『親族・相続法』〔第3版〕(2020年)
 弘文堂

 窪田 充見
 『家族法 — 民法を学ぶ』〔第4版〕(2019年)
 有斐閣

 吉田 恒雄・岩志 和一郎
 『親族法・相続法』〔第5版〕(2019年)
 尚学社

 中川 淳・小川 富之(編)
 『家族法』〔第2版〕(2019年)
 法律文化社

 二宮 周平
 『家族法』〔第5版〕(2019年)
 新世社